

南監第1号

平成27年7月9日から7月28日までの間において、10日間にわたり実施した平成26年度第一回定期監査の結果を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき公表する。

平成27年8月6日

南関町監査委員 大木 敏晴

南関町監査委員 打越 潤一

南 監 第 1 2 号
平成 27 年 8 月 6 日

南 関 町 長	佐 藤 安 彦 様
南関町議会議長	酒 見 喬 様
南関町教育長	大 里 耕 守 様
選挙管理委員会委員長	金 子 厚 生 様
農業委員会会長	井 上 繁 孝 様

南関町監査委員 大木 敏晴
南関町監査委員 打越 潤一

平成 2 7 年度第一回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項及び南関町監査委員に関する条例第 1 0 条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

平成27年度第一回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第2条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の期日

平成27年7月9日から7月28日までの間において、10日間にわたり別表「監査の実施日程」のとおり実施した。

1. 監査の対象

(1) 事項及び範囲

- (ア) 平成26年度決算状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 平成27年度予算執行計画及び実施状況について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2) 提出資料

- (ア) 平成26年度執行状況に関する調べ（様式1号、様式2号）
- (イ) 職員の配置及び事務分担表（様式3号）（平成27年7月1日現在）
- (ウ) 職員の現員調べ（様式4号）（平成27年7月1日現在）
- (エ) 平成27年度主な事務事業の年間計画とその執行状況調（様式5号）
- (オ) 平成26年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (カ) 収入未済額（滞納状況調）（ただし、該当する課のみ）

3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか
- (3) 関係諸帳簿は、整理されているか
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか
- (5) 職員の配置及び事務分担が適正になされているか

4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では、「収入未済の理由」、歳出については、「執行率が85%に達していない科目の理由」、また、「流用、充用に至った理由」について等別添資料により詳細な説明を受けた。

併せて、平成27年度の主な事務事業の年間計画とその執行状況の説明を受けた。

5. 監査の結果

今回実施した定期監査の結果は、予算の執行を含め、関係諸帳簿とも概ね良好な事務処理がなされていると認められた。

平成26年度は、国の経済も回復基調にあるものの社会保障費の増加など、国の財政状況は厳しさの一途にある。町の財政も厳しい状況下にあるが健全な運営がなされている。

(1) 共通的事項

① 予算の執行状況について

平成26年度第二回定期監査において、平成26年4月から12月執行分については監査が終了していたので、今回は、1月から3月執行分を重点的に監査し、かつ、決算状況を監査したが、概ね良好に執行されている。

(2) 収入、支出事務

町税等町徴収金及び明許繰越充当財源分を除いて、各科目とも100%の収納率である。

① 滞納金の整理について

平成26年度末における収入未済額（現年分及び滞納繰越分）は、次のとおりである。

町税	1,163件	31,136,880円（対前年比16.4%減）
国民健康保険税	539件	50,968,760円（対前年比13.9%減）
公営住宅使用料	22件	3,862,700円（対前年比12.9%増）
定住促進住宅使用料	4件	897,580円（対前年比12.1%減）
駐車場使用料	13件	3,650円（対前年比52.2%減）
専用水道使用料	61件	212,290円（対前年比56.8%増）
下水道使用料	310件	1,073,580円（対前年比2.1%減）
浄化槽使用料	99件	377,320円（対前年比1.1%増）
児童福祉費負担金（保育料）	277件	3,476,260円（対前年比29.9%減）
介護保険料	237件	1,784,084円（対前年比14.8%減）
後期高齢者医療保険料	27件	122,000円（対前年比31.3%減）
計	2,752件	93,915,104円（対前年比14.4%減）

担当課において、滞納徴収の努力の結果、滞納額の減少に至っているところであるが、滞納額は依然として高額であり徴収体制をさらに強化し、各課が連携しそれぞれの滞納額の減少に努められたい。

町民の町徴収金の公平、公正な納付という見地からも、また、貴重な自主財源でもあるので、より一層の徴収率の向上を図る必要がある。

② 不能欠損について

町税（国民健康保険税）等の不能欠損が下記のとおり多額に行われたことについては、やむを得ない理由があるものと思料されるものの、納税相談や実態調査を強化して、時効中断等法的措置を十分行い、安易に不能欠損処理に至らないよう努めるべきである。

i 地方税法第18条第1項（消滅時効：時効5年）の規定に基づくもの

・町税	55件	695,520円（対前年比24.7%増）
・国民健康保険税	20件	1,884,015円（対前年比98.7%増）

ii 地方税法第15条の7第4項（執行停止：時効3年）の規定に基づくもの

・町税	19件	208,824円（対前年比18.4%増）
-----	-----	----------------------

- ・国民健康保険税 20件 1,188,923円 (対前年比 55.5%減)
- iii 介護保険法第200条第1項 (時効2年) の規定に基づくもの
 - ・介護保険料 79件 550,265円 (対前年比 80.4%減)
 - 計 193件 4,527,547円 (対前年比-7,104,856円 61.0%減)

(3) 財産管理、施設管理事務

① 財産管理について

普通財産の払い下げが行われた。今後も普通財産のうち払い下げ等可能な物件は、財産処分を進めるべきである。

② 施設管理について

全体的に建物及び周辺整備については、良好な状態で管理されているが、一部施設において、管理が行き届いていない施設もあった。

(4) その他の事項

帳票、帳簿類については、その都度、担当者に改善を指導した。

(別表)

監 査 の 実 施 日 程

期 日	午 前	午 後
7月9日(木)	議会事務局・会計課	延 寿 荘
7月10日(金)	福 祉 課	
7月13日(月)	保健センター・包括支援センター・南町民センター	
7月14日(火)	教育課 (図書館含む)・給食センター	
7月15日(水)	第一小学校・第二小学校・第三小学校・第四小学校・中学校	
7月16日(木)		税 務 住 民 課
7月21日(火)	建 設 課	
7月24日(金)	まちづくり課	※ 各 施 設 等
7月27日(月)	総 務 課	
7月28日(火)	※各施設等・農業委員会事務局	経 済 課

※各施設等

(24日) : 海洋センター・ふれあい広場・交流センター・定住促進住宅・農就センター・農村広場

(28日) : 火葬場・浄化センター・

平成28年1月19日から2月12日までの間において、14日間にわたり実施した平成27年度第二回定期監査の結果を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき公表する。

平成28年2月17日

南関町監査委員 大木 敏晴

南関町監査委員 打越 潤一

南 監 第 3 3 号

平成28年2月17日

南 関 町 長	佐 藤 安 彦 様
南関町議会議長	酒 見 喬 様
南関町教育長	大 里 耕 守 様
選挙管理委員会委員長	金 子 厚 生 様
農業委員会会長	井 上 繁 孝 様

南関町監査委員 大木 敏晴

南関町監査委員 打越 潤一

平成27年度第二回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第9項及び南関町監査委員に関する条例第10条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

平成27年度第二回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第2条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の期日

平成28年1月19日から2月12日までの間において、14日間にわたり別表「監査の実施日程」のとおり実施した。

2. 監査の対象

(1) 事項及び範囲

- (ア) 平成27年度予算の執行状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 平成27年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2) 提出資料

- (ア) 平成27年度予算執行状況に関する調（様式1号・様式2号）
- (イ) 平成27年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画調（様式5号）
- (ウ) 平成27年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (エ) その他必要と思われる説明資料
- (オ) 収入未済額（滞納状況）調（但し、該当する課のみ）

3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか。
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか。
- (3) 関係諸帳簿は整理されているか。
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか。

4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では未収金の収納時期等、歳出については、執行率70%以下の科目について監査対象課等の担当者より詳細な説明を受けた。併せて今後の決算見込みについて、事務事業の執行計画を基に説明を受けた。

5. 監査の結果

今回実施した定期監査の結果は、概ね良好な事務処理がなされているものと認められた。

尚、区長報酬については、地方自治法第199条の2の規定により、議選監査委員のみの監査となった。

国庫・県支出金等の交付金も財政上厳しさを増しており、自主財源の比率向上が今後の課題である。

町税等の収納率も前年度と同程度で推移しており、年度末に向け、滞納繰越分も含めたより一層の収納率向上に取り組むべきである。

今後もお厳しい財政運営が続くものと思われ効率的かつ適正な予算執行に努められたい。

(1) 共通的事項

① 滞納金の整理について

平成27年12月31日現在における町税等の滞納繰越分収入未済額は、77,237,167円（前年同期88,351千円）となっている。

担当課においては、滞納処分等法的手続きにより収納努力が伺える。しかしながら滞納額は依然として高額であり、現年分の収納と併せて滞納額の減少を図る必要がある。

② 流用・充用について

流用・充用については、緊急でやむを得ないものであるが、出来る限り補正予算の議決を得ての執行を図られたい。

(2) 施設管理について

各施設について、概ね良好に管理されていた。しかし、一部施設において補修・改修等を要するものが見受けられた。

(別 表)

監 査 の 実 施 日 程

期 日	午 前	午 後
1月19日(火)	議会事務局・会計課	南町民センター
1月22日(金)	第一小学校	第二小学校
1月25日(月)	第三小学校	第四小学校
1月26日(火)	給食センター(検食含む)	中学校
1月27日(水)	税 務 住 民 課	
1月28日(木)		まちづくり課
1月29日(金)	福 祉 課	
2月1日(月)	福 祉 課	地域包括支援センター・保健センター
2月2日(火)	教 育 課 (図 書 館)	
2月4日(木)	経 済 課	
2月5日(金)	建 設 課	延 寿 荘
2月9日(火)	農 業 委 員 会 ・ 建 設 課	
2月10日(水)	総 務 課	
2月12日(金)	総 務 課	監査結果取りまとめ